

犬にかまれないために

動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。県内では、毎年、犬にかまれて怪我をする事故が起きています。次のことに注意して、犬に接しましょう。

●知らない犬には近づかない、手を出さない

犬の飼い主がそばにいるときは、飼い主の了解を得てからさわるようにしましょう。

●突然さわらない

犬がこちらの臭いを嗅いだりして警戒心を解く前に、さわらないようにしましょう。いきなり頭の上からさわろうとすると、犬が驚いてしまいます。

●次のようなときは、犬にさわらない

- ・母犬が子犬を連れているとき
- ・犬が食べているときや眠っているとき、飼い主を待っているときなど

●犬がほえて近寄ってきたときは

逃げたり、大声を出したりすると、さらに犬を刺激することになります。犬が

近づいてきたら、知らないふりをして目を合わさず静かに離れましょう。

飼い主の注意事項

飼い主宅で、来訪者が犬にかまれるケースが多数あります。犬による事故を防止するために、次のことに注意してください。

- ①家の出入り口などに、飼い犬がいることを表示しておきましょう。
- ②犬は、来訪者をかむことがない場所につないで飼いましょう。
- ③来訪時に、犬が門や玄関から飛び出さないようにしましょう。

◆問い合わせ

山武健康福祉センター
(山武保健所)
☎0475(54)0611
千葉県動物愛護センター
☎0476(93)5711

11月は「労働保険 適用促進強化期間」

労働保険は労働者災害補償保険と雇用保険の総称です。

農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険の加入手続きをしなければならいことになっています。

未手続きの事業主は、労働者が安心して働くことができるよう加入手続きをしてください。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課、または最寄りの労働基準監督署、ハローワークにお尋ねください。

◆問い合わせ

千葉労働局労働保険徴収課
☎043(221)4317



交通事故巡回相談

交通事故にあっけしき損害賠償請求や自動車損害賠償責任保険の請求手続きなどがわからずに困っている方は、専任相談員による交通事故相談を行いますのでご利用ください。

と き 12月3日(火) 午前10時～午後3時
※受付は午後2時30分まで

ところ 文化会館 会議室B

◆問い合わせ 環境防災課防災班 ☎84-1216

ゴミゼロ運動にご協力を 町内一日清掃

清潔で明るく住みよいまちをつくるため、町民みなさんの参加による「町内一日清掃」を行います。みなさんのご協力をお願いします。

と き 12月1日(日)

※荒天の場合は、12月8日(日)に延期します。

※道路、集落周辺などごみの多い場所を中心に収集をお願いします。

◆問い合わせ 環境防災課環境班 ☎84-1216

狩猟の解禁

11月15日(金)から平成26年2月15日(土)まで、狩猟が解禁になります。

狩猟事故防止のため、山林・原野に立ち入るときは、目立つ色彩の衣服の着用やボリュームを上げたラジオを携帯するなど、事故防止の対策を行きましょう。

◆問い合わせ 千葉県自然保護課 ☎043-223-2972

11月9日(土)～15日(金) 秋季全国火災予防運動

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えます。

火災の発生を未然に防止するため、火の取扱いには十分注意しましょう。